

2025年3月1日

フィットネス会員の皆様

セントラルフィットネスクラブ亀有

## 『事務手続き期限』変更のお知らせ

(締日が休館日だった場合の期限変更)

拝啓

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は当クラブをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当店の事務手続き締切日が休館日だった場合の期限を2025年4月1日(火)より変更し、同日から施行することとなりました。変更後の内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 変更日 2025年4月1日(火)より

2. 変更内容

手続き	項目	変更前	変更後
休会	方法	ご来館いただき 届出用紙に記入捺印	マイページからお手続き ※一部コースを除く
	期限	前月10日まで ※10日が休館日の場合は翌営業日まで	マイページで <b>前月10日 23:59</b> まで
コース変更	方法	ご来館いただき 届出用紙に記入捺印	マイページからお手続き ※一部コースを除く
	期限	前月10日まで ※10日が休館日の場合は翌営業日まで	マイページで <b>前月10日 23:59</b> まで
退会・解約	方法	ご来館いただき 届出用紙に記入捺印	ご来館いただき 届出用紙に記入捺印(変更なし)
	期限	当月10日まで ※10日が休館日の場合は翌営業日まで	当月10日まで <b>※10日が休館日の場合は前営業日まで</b>

※ マイページ対象外のコースにご登録いただいているお客様、スマートフォンやパソコンをお持ちでないためマイページをご利用いただけないお客様につきましては、引き続き営業時間内にてクラブ受付でのお手続きが可能です。その際、休会およびコース変更の手続き期限は、前月10日までとなります。なお、10日が休館日にあたる場合は、前営業日までにお手続きくださいますようお願い申し上げます。

3. 対象コース

- フィットネス
- 大人のスクール(マイページ対象外)
- 大人のカルチャースクール(マイページ対象外)

以上